

## 再任用・再雇用職員・非常勤教員部ニュース

NO. 301  
2017. 7. 10

東京都公立学校教職員組合（東京教組）  
再任用・再雇用職員・非常勤教員部  
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F  
TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

## 夏季休業を有効に生かしてリフレッシュを

## ～夏季休業中の勤務について～

1学期間の勤務、お疲れ様でした。

新しく再任用、再雇用になられた方にとって、現職時代と異なる勤務状況の中でご苦勞もあつたことと思います。職場の多忙化により、再任用職員、非常勤教員にもその影響がおよんでいます。

夏季休業中の勤務について再確認し、より有効に夏季休業の期間を活用して、リフレッシュしましょう。

## 勤務日数は 7月は11・12日と14日 8月は11日

再任用フルタイムの人を除いて、再任用短時間、非常勤教員の方の勤務日数は、11日から14日となっております。（ただし、学校事務や栄養業務など行政職系の適用となっている方は、年間通してそれぞれ勤務すべき日数になっているため、7、8月も例月の勤務日数となっております。）

嘱託員・非常勤教員は、7月については12日あるいは11日、8月は11日勤務（再任用短期は、7月が14日）、各自4月に年間の割り振りを選択しています。

「夏休」（原則7/1～9/30）及び、年次有給をこの日数から減じることができます。

（勤務の仕方については、職場で話し合ってください。）

## 嘱託員・非常勤教員の勤務日数

月	ア	7月	8月	イ	7月	8月	ウ	7月	8月
月16日勤務	日数	12	11		11	11		11	11

## 再任用短時間勤務

月	7月	8月
日数	14	11

## なぜ 最低11日出勤か

アンケート調査では「子どもたちが登校せず、しかも暑い中、なぜ出勤しなければならないのか。制度を変えられないか。」との意見が毎年寄せられます。

夏季休業中にもかかわらず、最低11日勤務しなければならないのは、雇用保険との関係です。

雇用保険の失業給付の受給条件が「離職の日以前一年間に11日以上勤務した日が12ヶ月あること」となっていることによります。つまり、再雇用退職時に失業手当を取得するための条件を満たすために設定された日数です。

月別勤務日数が10日以下の月が1回でもあれば、受給条件に該当しなくなり、嘱託員、非常勤教員を終了したときの失業給付が受給できなくなるので、それをさけるため、授業のない8月でも11日勤務しなければなりません。

## 年休、夏休、職免を活用して夏季休業期間を有効に

勤務日数には、有給休暇日（年休）、夏季厚生休暇日（夏休）、職免も含まれますから、11日間（ないし14日間）全部出勤することを意味するものではありません。年休、夏休、職免を利用して夏季休業期間の勤務に活かしていきましょう。

## 夏季厚生休暇（夏休）について 6/16~10/15（本年度）

「夏休」は、以下のようになっています。

再任用フルタイム・・・5日 再任用短時間勤務・・・4日

再雇用嘱託員・非常勤教員・・・・・・・3日

「夏休」のとれる期間は・・・2017年度は6月16日から10月15日の間です。

「夏休」取得の注意事項は・・・

1. 時間休はとれません。1日単位です。
2. 次年度繰越はできません。単年度単位となっています。

## 日直、プール指導について

嘱託員・非常勤教員の場合

嘱託員・非常勤教員の身分は、昨年度から一般職の非常勤職員となりました。しかし、定数外の身分のままです。夏季休業日の日直及びプール指導は身分上出来ないことはありませんが、もし任務執行中に事故があった場合、地方公務員法に基づく公務災害補償が適用はされるものの、代替えはありません。非常に不安定な身分となっています。また、児童生徒に対する責任が直接問われることもあります。

健康に留意し、自らの身分を守るためには慎重に対応した方が良いでしょう。

## 再任用職員の場合

再任用職員は地方公務員法の一般職として位置づけられていますから、夏季休業日の日直、プール指導にあたることもできますが、短時間勤務職員の場合は、その月の勤務日数を越えて勤務することはできませんので、その点を注意してください。

全ての管理職が、再任用職員の身分と労働条件に関して熟知しているとはかぎりません。私たちの置かれた立場をしっかりと主張していきましょう。

## 「育児・介護を理由とする時差勤務の日単位設定」が試行

6月14日に都教委は、「夏季休暇の取得期間の拡大」とともに、「育児・介護を理由とする時差勤務の日単位設定の試行」を、各組合に提案しました。内容は「原則として1か月単位となっている勤務時間の振り分け指定を育児・介護の事情がある場合に限り、日を単位とした設定も可能とする。」というものです。但し、今回は「試行」なので、7月1日から8月31日までの2か月間だけの実施となっています。運用としては、職員が「次の週の○曜日と○曜日について時差勤務したい」旨を管理職に申し出ることになります。「試行」とはいえ、より柔軟な働き方へささやかですが前進したことになります。再任用・再雇用・非常勤教員の方の中には、家族の介護に携わっている方も多いのではないのでしょうか。制度は、活用しなければ改善されません。また、未だに管理職が情報提供・職員への説明を行っていない場合があるのではないのでしょうか。各職場で声をあげましょう。

## 都労連が「労働時間短縮」など職場環境改善に係る要求書提出

都労連は、7月10日、14時15分より専門委員会交渉を、引き続いて小委員会交渉を行い、「労働時間短縮・休暇制度の改善要求書」「福祉関連要求書」「職場環境改善要求書」を提出しました。そして、都側に対し、要求書は職場の声の結晶であり、職員の健康を守り、真のワーク・ライフ・バランスの実現、職員が安心して働き続けられる職場づくりのため、要求実現に向けて真剣に検討することを求めました。その中で、教員の時間外労働について以下のように要求しています。

「労働時間短縮・休暇制度の改善要求書」の中で「(7) 教員の時間外労働について」と項目を設定して次のように要求しています。

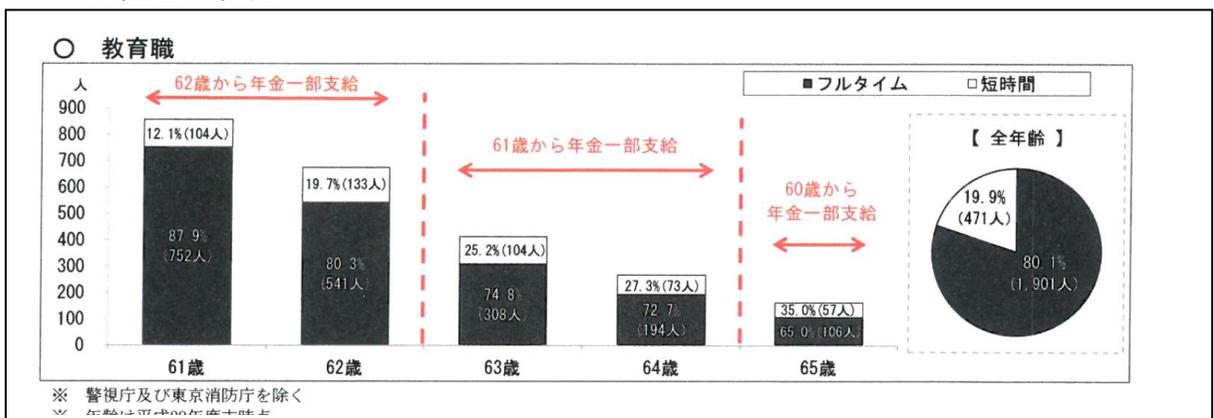
- ① 時間外勤務、休日勤務は、臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとした「限定4項目」を遵守すること。また、「限定4項目」の外側で現実に行われている長時間労働の実態を把握し、解消が図られるよう、授業持ち時間数縮減・業務の精選や定数増など、具体的措置を講ずること。
- ② 週休日の勤務は、学校5日制・完全週休2日制の趣旨を損なわないように、教職員の理解と納得を得た上で行き、かつ当該週休日の変更が確実に実施されるよう条件整備に努めること。

「長時間労働問題」は、都に働く労働者全体の問題でもあります。東京教組は、「労働時間短縮＝超勤解消」を求め、夏の人勧期・秋の人事委員会勧告期に向けて、地公労に結集する仲間とともに、都労連に連帯した闘いを進めていきます。

## 次年度の継続雇用について「意向調査」行われる

現在「再任用・再雇用・非常勤教員」となっている方で年度末年齢が64歳以下の方と「年度末定年退職予定者」を対象に、「意向調査」が行われました。次年度について、継続して働くか、職種を変更（再任用→非常勤教員）するか、管理職から尋ねられたのではないのでしょうか。今回の調査は、あくまで現時点での「意向調査」にすぎません。正式な「選考申し込み」は、10月になります。また、今年度末（2018年3月31日）で定年退職となる方からは、「無年金期間」がまた1年引き上げられ「63歳の誕生日」以降にならないと、厚生年金が支給されません。下のグラフは、再任用の状況について、都側が都労連に示したデータです。無年金期間の拡大とともに、「再任用者」が増えていることがわかります。再任用者は定数内ですから、年金支給となった場合「再任用」の継続が難しくなることが予想されます。「年金支給」となった方で、次年度以降も継続して働くことを希望される方は、「非常勤教員との併願」をしておく必要があります。当部は、今後も部員の方々への「情報提供」に努めていきます。

### 再任用の状況



# 安倍首相の途中帰国、政治意図バレバレ！

## 訪問中止国の大使館は 不快感？

7月10日(月)、国会閉会中通審査が行われ、いわゆる「加計学園問題」での政権追及の衆参委員会審議が行われました。しかし、肝心かなめの安倍首相は「説明責任」を回避するためかのような「ご都合」をつけて、G20という会議に出かけていきました。

でも、そのG20は7月8日には終了して、あとの日程は北欧4か国の訪問という日程でした。この間、九州北部豪雨の被害が広がるなか、そのまま北欧訪問にってしまった安倍首相。日本では、「防衛大臣を含む幹部3名」が、災害対策実施中に省内に居なかったことの重大性を問われていますが、国内でこんな大規模災害がおきているにもかかわらず帰国しないという安倍首相の判断ももっと批判されるべきでしょう。「閉会中審査に出たくないためではないか」と指摘する声も上がっています。



7月11日 共謀罪反対国会前集会

「恥も外聞もない、というのはこういうことをいうのだろう。」として、あるインターネットマガジン誌の記者はこう続けています。

「9日夜、安倍首相は同行の記者団に対し、突然「九州北部豪雨で被害が出ているため、予定を繰り上げる」と発表。最後のエストニア訪問を取りやめて、11日に帰国することになった。

しかし、これはもちろん、安倍首相もやはり被災地のことが心配になった、というような話ではない。本当に被災地が心配で一刻も早く復旧を指示するための帰国なら、G20が終了した8日に出発し、9日に日本に帰ってくることはできたはずだからだ。

実際、安倍首相はG20サミット直前の7月7日の時点でFacebookにメッセージを発信しており、その被害の甚大さは認識していた。また、今回の北欧への外遊は喫緊の課題があるわけではなく、G20後にもうけられたバカンスに近い。最後のエストニア訪問を中止できたのだから、他国についても同じように外交日程をとりやめることはできたと考えべきだろう。

ところが、安倍首相はスウェーデン、フィンランド、デンマーク3か国歴訪は続け、エストニアの訪問だけを中止した。帰国は11日で、わずか1日早めただけだった。なぜか。誰でもわかることだが、G20後すぐに帰ったらせつかく外遊にぶつけた閉会中審査に出席しなければならなくなるからだ。しかし、そのまま帰国しないと、被災地のことを

考えていないと批判を浴びかねない。それで、エストニアだけを中止して、はかったように、閉会中審査翌日に帰国することにしたのだ。

『マスコミは沈黙していましたが、ネットでは帰国しないことに対する批判の声が高まっていましたし、週末の世論調査で、支持率のさらなる低下が判明した。それで、慌てて帰国するという決断をしたのでしょう』（全国紙政治部記者）

ようするに安倍首相の1日だけ早い帰国は被災地を心配しているわけでもなんでもなく、たんに災害を自分の人気取りに利用するパフォーマンスに過ぎないことがバレバレなのである。」と（LITERA7月11日号より）

訪問が中止になった当事者国であるエストニアにとっては、安倍首相のその行動に不快だったようで、安倍首相が訪問中止を発表した後の10日、在日エストニア大使館の公式ツイッターが、安倍首相の前倒し帰国を報じるNHKのニュースについて、不思議な反応を示したそうです。

外されたエストニアが不愉快と感じるのは当たり前でしょう。本当に災害対応のために全ての訪問国をキャンセルするのならばわかりますが、安倍首相は他のスウェーデン、フィンランド、デンマーク3ヶ国は訪問を続け、格好を付けるためエストニアだけをキャンセルしたのですから。エストニアからしたら「小国だからか」と不快に思わざるをえません。

視点を変えて、九州北部で大きな被害に遭っている人たちにとってはどうでしょうか。安倍首相に「バカにするな！」と怒りたくなるのではないのでしょうか。被災者そっちのけで、「加計学園」問題の追求から逃げるため、北欧訪問を3カ国だけ続けておいて、閉会中審査が終わった途端、自分の人気取りのために「一刻も早く被災地にかけつけたい」などと言い出したのですから。ようするに、被災地の人々を気づかうつもりなんか全くなく、ただ自分さえ「追求」から逃れることができれば、という政治的思惑での予定変更なのです。

しかし、国民はもう「こんな男の大嘘」には騙されません。「真摯に受け止め」「説明責任をしっかりと果たす」という言葉だけのまやかしは、もう続かなくなっています。

### 今後の主な予定

再任用・再雇用職員・非常勤教員・全員対象のアンケート調査…9月  
（全地区対象です。毎年実施～今年で25回目）

交流会（会員・顧問・もと再雇用職員）

☆秋…（11月初旬の土曜日に実施）